

# 1階 ギャラリー ステップワン 展示日程のご紹介

ギャラリー ステップワンでは年間を通じて市民の皆さんの活動成果や作品などを展示しています。

6月～10月の展示日程は右記のとおりです。



本年第1回の展示は  
ママさんプラスUji

期 間	展示者	展示物
6/16 ~6/29	京都大学生存圏研究所 男女共同参画支援センター	男女共同参画週間展示
6/30 ~7/13	宇治市連合喜老会 俳句委員会「福寿句会」	俳句
7/14 ~7/27	松山 嘉男	ペン字
7/28 ~8/10	実六会、なでしこ	ちぎり絵
8/10 ~8/24	Tuzy & Yuka	絵画、写真
8/25 ~9/7	NPOまきしま絆の会	活動紹介
9/8 ~9/21	墨友会	水墨画、彩色水墨画
9/21 ~10/5	わあそび	手作り作品
10/6 ~10/19	アトリエ フェリス	水彩画他
10/20 ~11/2	女子力☆キラキラ応援団	活動、作品紹介

## 宇治市男女共同参画支援センター ご案内

宇治市男女共同参画支援センターは、男女共同参画に関する施策の実施や、市民の皆さんによる男女共同参画の推進に関する取り組みを支援する施設です。詳しくはセンターまで。

### ●会議室(4階)を利用する

会議室1(84席)、会議室2(24席)を学習会、セミナーなどの会場として利用できます(有料)。

### ●印刷室(1階)を利用する

市民活動のための資料や会報づくりに印刷機を利用できます(有料)。用紙は各自でご用意ください。

### ●活動スペース(3階)を利用する

個人やグループで自由に利用いただけるスペースです。ミーティングや打ち合わせなどにご利用ください。

### ●アドバイザー派遣を利用する

「男女共同参画」や「女性問題」に関する研修会や学習会等に講師として、女性問題アドバイザーを派遣します。費用は無料ですが、会場は申込者でご用意ください。

### ●無料相談を利用する

◇男性のための電話相談(予約不要/39-9377)  
男性が抱える悩みの相談に、男性の相談員が電話で応じます。

毎月第3金曜日 午後6時～8時

◇女性のための相談(予約制/予約電話39-9379)  
女性が抱えているさまざまな悩みの相談に、女性の相談員が応じます。保育あり。

一般相談…毎週火・木曜日、毎月第2日曜日 午後1時半～4時半、第3火曜日は午前10時半～午後0時半も相談できます。

専門相談…一般相談後、必要に応じておつなぎします。フェミニスト・カウンセリング/法律相談/こころとからだの相談

◇ここからチャレンジ相談(予約制/予約電話39-9377)  
さまざまな分野でチャレンジしようとしている女性を支援し、実践に役立つアドバイスをします。保育あり。

原則第2・4金曜日 午後1時～7時

◇起業カフェ yukichi(予約不要)

起業にまつわる情報収集や交流ができる会を定期的に行っています。

原則奇数月の第4金曜日 午後5時半～6時50分

編集・発行 宇治市男女共同参画支援センター

〒611-0021 宇治市宇治里尻5-9 JR宇治駅前 ゆめりあうじ内

TEL: 0774-39-9377 FAX: 0774-39-9378 E-mail: danjokyoudou@city.uji.kyoto.jp

宇治市男女共同参画支援センター 情報誌



事業所でご活用ください♪

### ●情報誌「リズム」の送付

男女共同参画支援センター情報誌「リズム」を希望する事業所に送付します。「リズム」は宇治市ホームページからもダウンロードできますので活用ください。

お問い合わせは 宇治市男女共同参画支援センター

TEL: 0774-39-9377 FAX: 0774-39-9378

E-mail: danjokyoudou@city.uji.kyoto.jp

6月23日(木)～29日(水)は  
男女共同参画週間です。

市では、地域に根ざした男女共同参画社会の形成に向けて、男女共同参画週間 UJI のつどいを開催します。

# 男女共同参画週間 UJIのつどい

## 講演会 「どんとこい、貧困！」

～生きやすく、暮らしやすい社会を目指して～

6月26日(日) 13:30～15:30 (受付13:00～)

男女共同参画支援センター(ゆめりあうじ内)会議室1



### ●講師プロフィール

東京都生まれ。東京大学法学部卒。2008年末の年越し派遣村村長

を経て、2009年から足掛け3年間内閣府参与に就任。内閣官房社会的包摂推進室長、震災ボランティア連携室長など歴任。朝日新聞パブリックエディター、日本弁護士連合会市民会議委員。



湯浅 誠さんの著書  
センター3階の情報ライブラリーにあります。

いま、誰にとっても見過ごせない「貧困」の問題から、目をそらさずちゃんと向き合う。世にはびこる「生きづらさ」の正体を見つめ、都合の悪いことから逃げるのではなく、「どんとこい!」と胸をたたく立ち向かう。「生きやすく暮らしやすい」社会を目指して、個人で、地域でできることを考えてみませんか。

ゆあさまこと

■講師 湯浅 誠さん(社会活動家・法政大学教授)

■参加費 無料

■定員 100人(多数の場合は抽選)

■保育 あり(2歳～小学3年生まで・要申込)

■手話通訳・要約筆記 あり(要申込)

■申込 ①氏名②住所③連絡先(電話・メールアドレスなど)④保育希望者は子の名前(ふりがな)・年齢⑤手話通訳・要約筆記希望者はその旨を記入の上、6月15日(水)まで(必着)に、郵送・電話・ファクス・Eメールか直接センター窓口へ。参加の可否については、後日はがきでお知らせします。

## 男女共同参画週間啓発展示

期間 6月16日(木)～6月29日(水) 場所 ゆめりあうじ1階 ギャラリー ステップワン

京都大学生存圏研究所(宇治市五ヶ庄)男女共同参画推進委員会と協働して男女共同参画週間にちなんだ展示を行います。

## 市民企画事業募集

# あなたの思いをカタチにしてみませんか！

男女共同参画社会の実現に向けた事業（奨励事業・地域推進支援事業・サポート事業）を募集します。募集期間中、企画等の相談に応じます。お気軽にお問い合わせください。(☎ 39-9377)

	奨励事業	地域推進支援事業	サポート事業
内容	男女共同参画社会の実現に向けた事業に奨励金を交付	男女共同参画社会の実現に向けた事業に奨励金を交付	男女共同参画のまちづくりを推進するための事業をセンターと共催で実施
応募資格	①構成員が5人以上で、かつ市内に在住・在勤・在学する人を含む団体・グループ ②原則3年以上の活動実績があること	①市内で活動している自治会・町内会、事業所、学校等	①市内に在住・在勤・在学している人を含む団体・グループ、個人 ②活動拠点が宇治市内にあり、市内を活動領域にしていること
事業実施期間	平成29年3月末まで		平成29年2月末まで
対象事業の要件 (第4次UJIあさぎりプランの基本方向、計画課題に該当する事業)	①広く市民を対象とするもの ②センターを会場とするもの及び地域を会場とするもの ③営利・宗教・政治活動を目的としていないこと ④市または他の機関から別に助成を受けていないこと ⑤事業の経費が奨励金の額以上であること	①構成員や従業員等を対象とする研修会やセミナー等 ②営利・宗教・政治活動を目的としていないこと ③市または他の機関から別に助成を受けていないこと ④事業の経費が奨励金の額以上であること	①広く市民を対象とするもの ②センターを会場として開催されるもの（審査会で認めた場合を除く） ③営利・宗教・政治活動を目的としていないこと ④市または他の機関から別に助成を受けていないこと ⑤連続講座の場合は、原則として5回以内であること
奨励金・サポート内容	①センターを会場として実施する事業は10万円を上限 ②地域の会場で実施する事業は15万円を上限 ※事業数は予算の範囲内で決定 ③団体・グループの運営に係る経常的な経費・人件費、個人給付的な経費、もの作り等の材料費、食糧費（講師用茶・水を除く）、講師等への土産、飾り花、備品購入費は奨励金の対象外	①奨励金の対象経費は外部講師の謝金とし、1事業につき2万5,000円を上限 ※事業数は予算の範囲内で決定	①センター会議室、付属設備の無料貸し出し ②センター印刷機使用、公共施設へのチラシ配布など、広報活動への協力 ③センタースタッフによる助言、相談、共同作業 ④事業保育の実施（予算の範囲内で必要時、1回につき保育士2人・2.5時間又は保育士1人・5時間を上限）
応募締切	7月15日(金)	最終10月30日(日) 募集期間中であっても、奨励金が予算に達した場合は受付を終了	最終10月30日(日)
選考	プレゼンテーションと審査会	審査会(毎月1回)	審査会(毎月1回)
応募方法	所定の提案書に必要事項を記入の上、直接センターへ提出してください。提案書はセンターにあるほか、市ホームページからダウンロードできます。本事業の詳細はセンターへお問い合わせください(☎ 39-9377)		

## 宇治市男女共同参画計画

# 「第4次UJIあさぎりプラン」を策定しました

男女共同参画社会とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。本市では、平成16年に、男女が生き生きと暮らすことができるまちづくりを進めるため、「宇治市男女生き生きまちづくり条例」を施行しました。「第4次UJIあさぎりプラン」は、この条例を具体的に進めるために策定するもので、平成28年度から平成32年度までの5年間の計画期間で「真の男女平等と地域に根ざした男女共同参画社会の実現」をめざします。

「第4次UJIあさぎりプラン」は、男女共同参画支援センターや市役所のほか主な市の公共施設などに配布しています。また、市のホームページにも掲載しています。ぜひご覧ください。



## シリーズ

## この言葉ってどんな意味?

男女共同参画に関する言葉やことがらをシリーズで解説します。

### 第6回 女性活躍推進法

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定されました。

これにより、平成28年4月1日から、国・地方公共団体、労働者301人以上の企業は、

- (1) 女性の活躍に関する状況把握・課題分析
- (2) その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表
- (3) 女性の活躍に関する情報の公表

が義務づけられました。(300人以下の企業は努力義務となっています)

また、市町村は区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての推進計画の策定が努力義務とされており、本市は第4次UJIあさぎりプランの一部を「宇治市女性活躍推進計画」に位置付け、女性活躍推進に向けた施策に取り組むこととしています。



宇治市宣伝大使  
ちはや姫